相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県養父市尾崎一〇七七番地、最後の住所神戸市北区東大池二丁目二六番八号
被相続人　亡　山根　秀樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十八日
神戸市中央区橘通二丁目一番九号グリーンビル二階
相続財産管理人　弁護士　長谷部信一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区荒田町三丁目一八三番地七、最後の住所神戸市垂水区旭が丘二丁目一番一〇―四五号　被相続人　亡　平岡　武司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十八日
神戸市中央区橘通二丁目一番九号グリーンビル二階
相続財産管理人　弁護士　長谷部信一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市仁方本町三丁目七四一番地二、最後の住所広島県呉市仁方本町三丁目五番一三号　被相続人　亡　安藤　淳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十八日
広島県呉市中央五丁目三番六号
相続財産管理人　大津　英治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三原市和田二丁目七〇六五番地、最後の住所広島県三原市和田二丁目一四番一号　被相続人　亡　堀川　里子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十八日
広島県三原市須波二丁目八番一一号
事務所広島県三原市港町三丁目二番七号
相続財産管理人　松本　充之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県岩国市天尾一四四二番地四、最後の住所広島市東区牛田南一丁目四番一一号
被相続人　亡　池本　**隆**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十八日
広島市西区己斐中二丁目一三番一六号
相続財産管理人　弁護士　小森　暢之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県防府市上天神町四一三番地、最後の住所山口県防府市緑町一丁目五番二九号
緑町三祐病院内　被相続人　亡　山根美紗子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十八日
山口県防府市東仁井令町一番六一号
相続財産管理人　司法書士　松村　**省**

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市相浦町二一〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　水谷　和久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十八日
長崎県松浦市志佐町高野免八七八番地六
相続財産管理人　森川　寛子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県佐伯市野岡町一丁目一一七六六番地三八五、最後の住所大分県佐伯市野岡町一丁目八番一七号　被相続人　亡　飯田　重郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十八日
事務所大分県佐伯市野岡町二丁目九番一号
廣瀬司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　廣瀬　逸郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県南九州市頴娃町牧之内六九〇九番地、最後の住所鹿児島県霧島市霧島田口二七三七番地三六軽費老人ホーム霧島荘
被相続人　亡　堀之内　ツノヒ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十八日
鹿児島県南九州市川辺町平山三二一八番地一
相続財産管理人　内匠　良一

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年８月18日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①三井リハウス東京株式会社　②国土交通大臣(2)第6076号　③代表取締役社長　大下克己　④東京都新宿区西新宿二丁目１番１号　廃止した従たる事務所　東京都世田谷区船橋一丁目９番23号久松ビル１Ｆ　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿二丁目１番１号　三井リハウス東京株式会社　代表取締役社長　大下克己

①プロスペクト・リート・アドバイザーズ株式会社　②東京都知事(2)83671　③代表取締役　簗島秋雄　④東京都千代田区丸の内二丁目２番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区新橋六丁目16番12号　日本賃貸住宅投資法人　執行役員　佐久間隆夫

①プロスペクト・リート投資法人　②国土交通大臣投法第25号　③執行役員　西吉健夫　④東京都千代田区丸の内二丁目２番１号　⑤1000万円　⑥国土交通大臣　⑦東京都港区新橋六丁目16番12号　日本賃貸住宅投資法人　執行役員　佐久間隆夫

①株式会社丹青ＴＤＣ　②東京都知事(1)89483　③代表取締役社長　渡邊隆　④東京都台東区上野五丁目２番６号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都台東区上野五丁目２番６号　株式会社丹青ＴＤＣ　代表取締役社長　渡邊隆

①株式会社コスモ・インターナショナル　②東京都知事(1)85157　③代表取締役　長尾治子　④東京都目黒区緑が丘１―11―５　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都目黒区緑が丘１丁目11番５号　株式会社コスモ・インターナショナル　代表取締役　長尾治子

①有限会社石雄　②福岡県知事(1)15863　③取締役　石田宏美　④福岡県福岡市博多区博多駅南三丁目５―１　⑤1000万円　⑥福岡県知事　⑦福岡県福岡市博多区博多駅南三丁目５―１　有限会社石雄
取締役　石田宏美